

開設予定場所について、都市計画法に基づく用途地域上、旅館業の営業ができる場所であるか、用途変更（既設の建物の場合）が必要か、文教地区にかかっていないか、あらかじめ下記へご確認ください。

那覇市まちなみ共創部 建築指導課（本庁舎9F） tel: 951-3244

旅館業許可の手続きについて

【許可申請に必要な書類】

1. 旅館業営業許可申請書（第1号様式）
2. 申請者が法人の場合、登記事項証明書（6ヶ月以内に発行した履歴事項全部証明書）（原本持参）
及び定款若しくは寄附行為の写し ※事業内容に旅館業営業に関する記載がされているもの
3. 営業施設の周囲おおむね150メートル以内の見取図（縮尺がわかるもの）
4. 各階平面図（寸法（内法で測定する）を明記）
※寝台（ベッド）、布団、受付台、洗面台、便所（手洗いも）、シャワー設備、窓、ウェブカメラの位置等も詳細に記入して下さい。寝台（ベッドはシングル、ダブルの別も記載して下さい。）
5. 施設の構造設備の概要（第4号様式）
6. 客室の内訳（第5号様式）
7. 浴室に循環式浴槽（浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる浴槽）がある場合
 - (1) 循環式浴槽の構造図（循環ろ過のフロー図）
※フロー図中には浴槽の容量、集毛器・ろ過器・薬液注入装置の位置など詳細に記入して下さい。
 - (2) ろ過器の形式・処理能力・ろ材等が分かる仕様表
8. 賃貸の場合、賃貸契約書の写し（宿泊の営業について記載されているもの）（原本持参）
9. 既存の建物を使用する場合、建物登記簿謄本の写し
10. 建築基準法に基づく検査済証の写し（建築物台帳記載事項証明書でも可）（原本持参）
（那覇市建築指導課（那覇市役所9階） 電話番号：098-951-3244）
※用途変更を行っている場合は、用途変更後の確認済証も添付してください。
11. 消防法令適合通知書又は写し（原本持参）
 - 中央消防署 予防査察係 電話番号：098-867-9915
 - 西消防署 予防査察係 電話番号：098-866-0119
12. 「旅館業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく照会者リスト（法人の場合、役員全員分を記載する）
13. 住居表示設定通知書（那覇市技術総務課より交付される文書）の写し ※新築の建物の場合
14. 営業を譲り受けたことを証する書類（譲渡契約書等）
※前営業者より営業を譲り受けた場合に添付。この場合、4～7及び16～17の書類のうち変更がないものについては、添付を省略可。
15. 手数料（現金） 22,000円

営業施設内にフロントを設置しない場合は下記の資料も添付

16. 駆け付け対応を行う事務所等がわかる地図（住所も記入すること）
※駆けつけ対応は営業施設からおおむね10分以内でできること。
17. 営業に使用するICT設備（ウェブカメラやチェックインシステム等）の仕様書の写し

※2, 8, 10, 11については原本照合を行いますので、写しと原本の両方をお持ちください。

※アパート、マンション等の一部を利用して業を行なおうとする場合は管理規約や賃貸契約書を確認する必要があります。

那覇市保健所長 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び電話番号〕

旅館業営業許可申請書

旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	名 称	
	所 在 地	
営業の種類	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿	
営業施設の構造設備 ※	別紙のとおり	
法第3条第2項各号に該当することの有無	<input type="checkbox"/> 有(内容) <input type="checkbox"/> 無	
省令第5条第1項各号に該当することの有無	<input type="checkbox"/> 有(内容) <input type="checkbox"/> 無	
省令第1条第1項又は第2項におけるただし書の規定の適用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

(備考)

- 1 省令第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、変更がない事項について、※印の欄の記載を省略することができる。
- 2 省令第1条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、営業施設の平面図及び室の配置図の添付を省略することができる。

(添付書類)

- 1 法人にあつては、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
- 2 営業施設の平面図及び室の配置図並びに営業施設の周囲おおむね150メートル以内の見取図
- 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)による検査済証の写し
- 4 消防法令適合通知書の写し
- 5 省令第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 6 その他保健所長が必要と認める書類

旅館営業施設の構造設備の概要
 (1. 旅館・ホテル 2. 簡易宿所 3. 下宿)

建物	1. 木造 鉄筋コンクリート その他 () 2. 階建 3. 延べ面積 m ²
受付	有 (玄関帳場、フロント、管理棟) 無
客室	1. 客室数 室 (別添客室の内訳) 2. 定員 名 (別添客室の内訳) 3. 延床面積 m ² 4. 寝具類の数 名分 5. 寝具格納設備 有 (各室 一括) 無 6. 他の客室・廊下等の仕切 壁 板戸 ふすま その他 ()
浴室	1. 洋室浴室又はシャワー室 有 (部屋付 共同) 無 2. 共同浴室： (男子用 階・女子用 階・男女兼用 階) 3. 床の材質： コンクリート タイル その他 () 4. 大浴場： 有 ・ 無 5. 循環式浴槽： 有 ・ 無 ※有の場合、循環式経路図を添付 6. 使用水： 水道水 井戸水 その他 () 7. 貯湯槽の有無： 有 ・ 無 ※有の場合 → 設置温度 ℃ (加熱方法： ボイラー ・ 電気)
洗面所	1. 部屋付 2. 共同 (箇所、蛇口 個)
トイレ	1. 部屋付 2. 共同 ①男女別区分： 有 ・ 無 ②箇所数： 箇所 ③便器数 (大 個 ・ 小 個 ・ 兼用 個)
食堂	有 (椅子 脚 ・ 卓子 台) 無

客室の内訳

客 室								
客室階数	客室番号	和洋室の別		客室面積 (㎡)	定員(名)	ベッド数 (脚)	窓等面積 (㎡)	天井高 (2.1m以上)
		和	洋	和洋	㎡		㎡	m
		和	洋	和洋				
		和	洋	和洋				
		和	洋	和洋				
		和	洋	和洋				
		和	洋	和洋				
		和	洋	和洋				
		和	洋	和洋				
		和	洋	和洋				
		和	洋	和洋				
		和	洋	和洋				
		和	洋	和洋				
		和	洋	和洋				
		和	洋	和洋				
		和	洋	和洋				
	合計	和室	洋室	和洋室	合計 ㎡	合計 名	合計 脚	

※客室面積には、客室に付随する浴室、便所等を含む。(床の間、押入は除く)

※窓等面積とは、事由に開閉できる窓又はそれに代わる構造設備で、換気及び採光に必要な開口部面積をいう。

